

福島市公告第143号

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和7年5月20日

福島市長 木幡 浩

記

1. 入札に付する事項

(1) 件名	高規格救急自動車購入(清水救急1)
(2) 納入場所	福島市の指定する場所
(3) 物品概要	高規格救急自動車 1台
(4) 納入期限	令和8年3月31日(火)
(5) 予定価格	非公表

2. 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
(2) 令和7・8年度福島市物品調達有資格業者名簿に登録されている者	
(3) 福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けている期間中でないこと。	
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立中又は再生手續中でないこと。 会社法(平成17年法律第86号)による清算の申立てがなされていないこと。	
(5) 登録内容	大分類：「二輪車・自動車」 品目：「特殊車両販売」、「車両艤装」のいずれかに登録のある者
(6) 所在地区分	福島市内に本店を有する者。又は、市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先又は連絡先として登録済みの者。
(7) 許可資格等	医薬品医療機器等法における高度管理医療機器等販売業の許可を得ている者
(8) 納入実績	
(9) その他	本件物品について所定納期までに確実に納入できる者であり、当該物品に係る迅速な修繕及び点検が可能な体制を備えた者であること。

3. 仕様書等の交付

(1) 交付場所	福島市 財務部 契約検査課
(2) 交付期間	令和7年5月20日(火)から令和7年6月4日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
(3) 交付方法	希望者は、交付票により契約検査課で交付を受けてください。(無料)
仕様書等に関する質問	
① 質問方法	質問書(様式第3号)により、福島市 財務部 契約検査課へ持参(郵送・電送は不可)
② 質問期間	令和7年5月20日(火)から令和7年6月4日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで (なお、最終日については午前9時から正午まで)
③ 質問に対する回答	福島市ホームページに掲載する。
④ 回答閲覧期間	令和7年6月10日(火)から令和7年6月25日(水)までの毎日
(5) その他	期間内に仕様書等の交付を受けない方は入札参加申請できません。

4. 入札参加資格確認申請の手続き

	提出書類	
(1)	① 資格確認申請書	制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
	② 販売納入実績	
	③ その他必要書類	高度管理医療機器等販売業許可証(有効期間内のもの)の写し
(2)	提出方法	福島市 財務部 契約検査課へ持参(郵送・電送は不可)
(3)	提出先	福島市 財務部 契約検査課 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
(4)	申請受付期間	令和7年5月20日(火)から令和7年6月11日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日を除く)午前9時から午後4時まで
(5)	その他	申請書の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類の返却、差替えは認めない。 (市は提出された資料を無断で本件入札以外に使用することはありません。)

5. 入札参加資格の決定

(1)	入札参加資格の決定日	令和7年6月16日(月) (参加資格者は入札時まで非公表)
(2)	決定の通知	入札参加資格の有無は決定後、制限付一般競争入札参加資格確認通知書により通知(郵送)する。入札参加資格有りと認められた者には、入札書をあわせて郵送する。
(3)	資格が無いとされた場合	入札参加資格が無いとされた場合、その理由の説明を令和7年6月19日(木)まで文書により求めることができる。(福島市財務部契約検査課へ持参。郵送、電送は不可)

6. 入札方法等について

	入札方法について	
(1)	① 入札方法	入札日時に本人又は代理人が入札書を持参し入札すること。 総価(消費税及び地方消費税額抜き)で入札すること。 入札執行回数は原則として2回を限度とする。郵便、電信による入札は不可。
	② 入札日時	令和7年6月25日(水) 午前11時30分
	③ 入札場所	福島市役所庁舎棟 入札室 [〒960-8601 福島市五老内町3番1号]
	④ その他	入札の際は制限付一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを必ず持参すること。 入札、契約については競争入札心得(福島市ホームページ参照)を熟読のこと。

7. その他

(1)	入札保証金	免除
(2)	契約保証金	免除
(3)	契約の条件等	仕様書及び契約条項による。
(4)	特約条項	<p>本件は議決事件のため、議会の議決後本契約を締結すべきところ、次の特約条項を付し仮契約を締結し、議会の可決後、仮契約書の内容をそのまま本契約とする契約を締結する。</p> <p>(特約条項条文) この契約は、この契約に関し福島市議会において可決された場合には本契約として成立するものとする。可決されなかった場合または否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。</p> <p>(契約の非締結等) 1. 市長は、議会の議決を要する物品購入契約等について、落札決定後から仮契約締結の日までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を締結しないことができる。 2. 市長は、議会の議決を要する物品購入契約等について、仮契約締結後から議会の議決までに落札者が本市の競争入札参加停止の措置を受けたとき並びに業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、又は行った疑いがあると認められ(法令等に抵触するおそれがあり、現に関係機関が事実関係を調査中である等)、本市の契約の相手方として不適当であると判断されるときは、当該仮契約を解除し、又は本契約を締結しないことができる。 3. 前2項の場合において、本市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p>
(5)	契約書作成の要否	要
(6)	入札の無効	<p>本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに競争入札心得や仕様書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、福島市競争入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において本公告に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。</p>
(7)	入札の中止について	<p>1 本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2 本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されることは入札を中止又は延期することがある。</p>
(8)	問い合わせ先	福島市 財務部 契約検査課 契約係 [〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]